

申立書に添付する書類等について（強制競売・担保不動産競売）

広島地方裁判所民事第4部

手続費用（※下記1～3の費用全てが納付されなければ、開始決定は発令されません。）

1 民事執行予納金 原則として50万円（申立後、保管金提出書にて納付）

*売却単位が複数になると予想される場合や物件数が多い場合、共同住宅の場合は個別に算出（加算）した金額

※郵便切手の予納は不要ですが、保管金提出書を郵送するための返信用封筒（長形3号で84円切手貼付又は料金受取人払郵便のもの）を提出してください（直接取りに来られる場合は封筒は不要です。）。

2 申立手数料

（収入印紙）

- ・【強制競売】 請求債権1個につき4,000円（4,000円×債務名義数×債権者数×債務者数）
- ・【担保不動産競売】 担保権1個につき4,000円（共同担保は1個と数えます。）

3 登録免許税

（差押登記用）

次の金額の1,000分の4（100円未満切捨て）に相当する額の領収証書（税務署・日本銀行代理店・郵便局で現金納付した領収書）または収入印紙（紛失防止のため、できるだけ領収証書で納付願います。）

- ・【強制競売】 請求債権目録記載の請求金額（確定額）の合計（1,000円未満切捨て）
- ・【担保不動産競売】 同上（ただし、根抵当権実行は極度額と請求金額の小さい方）
- ・【請求債権のない申立て】 目的物件の固定資産評価額（1,000円未満切捨て）

提出書類（1・2は必須の書類です。なお、事案により、他の書類も必要となる場合があります。）

★当庁で用意している『[提出物チェックリスト](#)』（PDF）144KBも、申立てと同時に提出してください。

★当庁窓口で申立書を持参される場合は、なるべく午前中に申立てを行っていただくようお願いします。

1 申立書（A4判横書き）

※当事者目録には、当事者の郵便番号、申立債権者の電話番号とFAX番号、送達場所を明記してください。

※請求債権目録の請求金額とその根拠は、必ず文章で記載してください（計算書を直接引用しないでください。

利息や損害金の計算で引用する場合には、文章中に「詳細は別紙明細のとおり」等としてください。）。

※担保権・被担保債権・請求債権目録のコピーを1部を提出してください。

（書き方については、東京地方裁判所民事執行センターのホームページも参考になります。ご参照ください。）

2 添付書類

・目的物件の登記全部事項証明書（発行後1か月以内のもの）

※登記事項証明書は全部事項の証明書が必要です。一部事項の証明書や現在事項全部証明書、登記事項要約書では提出されたことになりません。

①物件が土地・建物の方のみの場合→他方の登記全部事項証明書も必要

②物件が敷地権付区分所有建物である場合→敷地たる土地の登記全部事項証明書も必要

③共同担保の場合、共同担保目録も記載されている証明書を提出してください（1物件分で結構です。）。

・目的物件の固定資産公課証明書（租税（税金）その他の公課の額が記載されたもの、評価額のみのは不可）

※非課税の物件については非課税証明書を提出してください。

・当事者（申立債権者、債務者及び所有者全て）の資格証明書（法人の場合）または住民票（個人の場合）

※住民票は、マイナンバーの記載のないもの（マスキング不可）を提出してください。

①発行後1か月以内のものにしてください（申立債権者については3か月以内のものでも可）。

②債務者・所有者が法人の場合は履歴事項全部証明書を提出してください。

③登記や債務名義上の住所・氏名・法人名に変更がある場合は、現在までの履歴（つながり）がわかるもの（法人閉鎖登記事項証明書、個人：住民票の除票、戸籍（除籍）謄本等）も提出してください。

・[特別売却に関する意見書](#)（PDF）74KB（申立書への記載も可。）

（強制競売）

- ・執行力のある**債務名義の正本**及び**送達証明書**（写しでは不可）
- ・仮差押の本執行移行の場合、**その旨を記載した書面**（申立書への記載も可）、**仮差押決定正本の写し**

3 現況調査等に必要な書類

- ・ 1の添付書類中、債務者・所有者の資格証明書・住民票の**コピー** 各1部
- ・ **登記全部事項証明書**、**公課証明書**、**不動産登記法14条地図**（または公図）、**地積測量図**
建物図面、**各階平面図写し**（コピー可、縮小不可） 各2部
- ※法務局に備付けのない場合は、その旨の**上申書**を提出してください。（申立書への記載も可。）
- ・ **現地案内図**（物件毎に目印） 2部
- ・ **[「競売事件の進行に関する報告書」\(PDF\) 1 2 7 KB](#)** 2部

4 その他の書類（必要に応じて提出してください。）

- ・ 代理人（裁判所の許可を要するもの）の申請をする場合、**代理人許可申請書**（手数料：収入印紙**500円**貼付）
委任状、代理人と本人との**関係を証する書面**（社員証明書等）
- ・ 目的物件に税務署等の**官庁・公署の差押登記**があるときは、**[続行決定申請書\(PDF\) 7 9 KB](#)**
- ※続行決定前の評価命令発令に同意される場合、**[同意書\(PDF\) 4 1 KB](#)**（申立書への記載も可。）

★隣接している物件ごとに申立てをしていただくようお願いします。これは、現況調査や評価の時間を短縮し、早期の売却・配当の実現を図り、また、買受希望者に物件情報を明確に提供するためです。なお、分けて申立てをした場合でも、同一債権による申立ての場合、**2件目以降の登録免許税は減額**されます（不動産1物件につき1,500円）。

〒730-0012 広島市中区上八丁堀2番43号 広島地方裁判所民事第4部

TEL 082-502-1390（執行受付係） FAX 082-222-1081